

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	大阪府大阪市	区分	単独・委託
キーワード	既存のセンターを中核機関化、チーム支援（専門職派遣相談等）、受任調整		

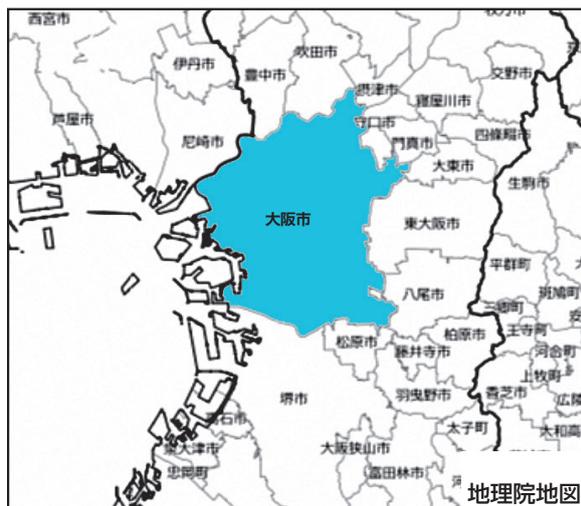
成年後見支援センターを機能強化して中核機関整備

I. 概要

1. 自治体概要

人口	2,728,981人
面積	225.3km ²
高齢化率	25.7%
地域包括支援センター	66か所
日常生活自立支援事業利用者数	3,078人
障がい者相談支援事業所	24か所
療育手帳所持者数	27,350人
精神障がい者保健福祉手帳取得者数	36,122人

(平成30年度末時点・利用者数は平成30年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
5,073人	3,890人	807人	248人	128人

(平成30年12月末時点)

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	213件	224件	235件	81件
内訳	高齢者	184件	190件	193件
	障がい者	29件	34件	42件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
486人	207人(現在93人)	—	—

(平成31年3月末時点)

3. 事例のポイント

▶既存の成年後見支援センターの強化

平成18年、地域福祉の推進に向けて立ち上がった後見的支援の研究会から取組みが始まり、大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を受託者とする大阪市成年後見支援センター（以下「センター」という。）を立上げ。平成30年に地域福祉基本計画と一体的に市町村計画を策定。センターを中核機関と位置付け、さらに機能を強化した。

▶協議会の設置・運営

専門職団体や関係機関の協力・連携強化と地域課題の検討・調整・解決の場となる「総会」と、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関に期待される機能別の「部会」から構成される「協議会」を設置・運営。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 調整 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

1. 市民後見人育成事業を中心とした取組みから機能を拡大

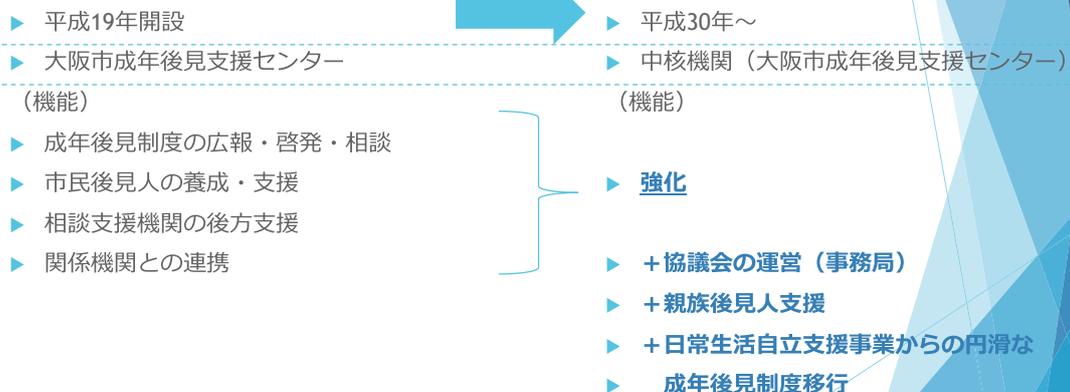
単身高齢者世帯・生活保護受給者・日常生活自立支援事業利用者が多い大阪市では、高齢者、障がい者等の積極的権利擁護（虐待等の権利侵害からの保護や最低限度の生活の確保にとどまらない、本人らしい生活、住み慣れた自宅で最後まで暮らしたいという願いの実現）の必要性を早くから認識し、岩間伸之大阪市立大学教授を座長とする研究会で、「成年後見制度を、財産管理を中心とした私法上の仕組みとしての位置付けにとどまらせることなく、地域における暮らしを支える社会保障的な制度としての需要に応えるものとするために、福祉行政が牽引力を発揮すべきである」と整理したことから、大阪市における取組みが始まりました。

具体的には、平成19年に大阪市成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を設置し、設置主体である大阪市から市社協に対して、

①成年後見制度の広報・啓発・相談、②市民後見人の養成・支援、③相談支援機関の後方支援、④関係機関との連携の4機能に関するセンター事業を委託しました。特に②については、この制度を利用する本人と同じ「市民」という身近な立場で支援する市民後見人をセンターが専門職の協力のもと全面的に支援し、地域福祉の担い手として「無報酬・単独受任」を特徴とする大阪モデルとでもいべき市民後見人活動を展開してきました。

その後、平成30年3月に、地域福祉基本計画と一体的に市町村計画を策定し、成年後見制度利用促進に関する施策の方向性を定めるとともに、センターを中核機関とし、これまでの機能の強化に加え、⑤協議会の運営（事務局）、⑥親族後見人支援、⑦日常生活自立支援事業からの成年後見制度への円滑な移行の各機能を追加しました。

既存の成年後見支援センターを強化



Ⅲ. 大阪市における中核機機関整備の効果

1. 協議会の運営について

⑤の協議会は、(ア)総会と(イ)部会から構成されています。(次ページ図表)

(ア)総会は、関係機関と連携する機能を持ち、(a)専門職団体や関係機関の協力・連携強化に係る協議と、(b)地域課題の検討・調整・解決の場として位置付けています。

(イ)部会は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関に期待される機能ごとに、(a)広報部会、(b)相談部会、(c)制度利用促進部会、(d)後見

人支援部会を設置し、これらの部会において、専門相談のための専門職派遣の実施、家庭裁判所との調整、成年後見制度に関する研修実施やマニュアル策定等、専門的知見から各種支援を行う具体的な取組みを検討・実施するとともに、(e)点検・評価部会を設置し、市町村計画の取組状況を点検・評価することとしています。(a)～(d)の各部会は、それぞれ年2回程度開催しています。

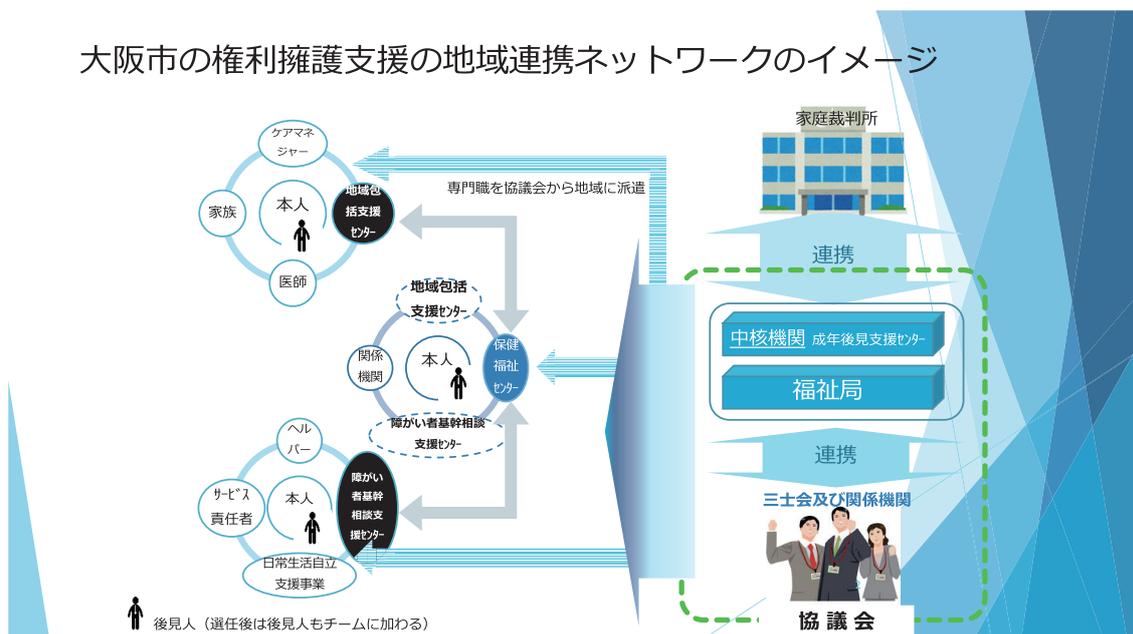
2. 専門職派遣による専門相談の実施

中核機関整備前の権利擁護相談は、相談機関の担当者がセンターに来所する形だったため、地域に支援ノウハウが還元されないという課題がありました。この課題を解決するため、平成30年度からは、アウトリーチ相談（派遣型相談）の仕組みを作り、地域で本人を中心として形成される「チーム」に対する支援として、チームの要である権利擁護の相談窓口が、助言を得たい場合に専門職

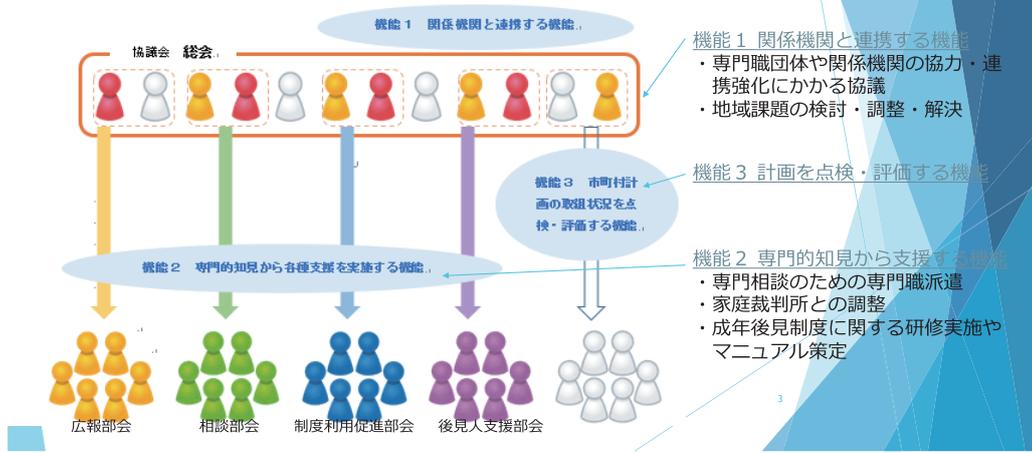
派遣を依頼することができるようにしました。

この派遣型相談は、本人の意思決定支援の観点から、本人を中心とするチームに専門職が赴くという形で実施し（2日前までに予約すれば、登録された専門職の相談員が派遣されます）、会議は原則、本人が希望する場所で本人が出席して開催しています。

大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



協議会の設置



3. 候補者検討会議（市長申立て案件の受任者調整）

制度利用促進部会の活動として、平成31年度から、市長申立て案件の全件について、候補者検討会議を開催し、受任調整の取組みを始めています。

候補者検討会議は、その事務局を行政（市福祉局）が担い、センター（市民後見人の養成・支援

機関）と三専門職団体が構成員となり、必要に応じて、申立を行う区役所や地域包括支援センター等地域の相談支援機関がオブザーバー参加して毎週水曜日に開催しています。市長申立て件数や緊急性等に応じて、毎回6件程度の案件を検討しています。

なお、候補者検討会議においては、本人が抱える課題等に対応した適切な後見人候補者や支援方針等を検討し、その検討結果に沿ってセンターや各専門職団体が選定した具体的な候補者を、市長申立てに並行して事務局から家庭裁判所にソーシャルレポートとして報告しています。

担当者より

広報部会の成果物として、相談支援機関向けに高齢者・障がい者別の制度周知パンフレットを作成しました。

また、金融機関設置用の相談窓口案内リーフレットを作成し、協議会の構成員である金融機関の関係団体を通じて配布・活用いただいています。幅広い関係団体が参画する地域連携ネットワークを活用することで、地域における権利擁護支援を進めることができた取組み成果です。

従来センターは、成年後見制度の広報啓発、相談や市民後見人の養成・支援等を実施してきましたが、中核機関化に伴い機能を強化・拡充し、これらの機能を網羅的に行うことができる体制を強化しました。制度利用促進においてセンターが培ってきたノウハウを活かし、大阪府域における中核機関として機能を発揮できるよう、行政、市社協、専門職が協働し、家庭裁判所とも連携しながら取り組んでいます。



■参考URL 連絡先

大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課
06-6208-7974